

兵庫県協カスキーム実施要領

1 目的

この要領は、介護保険施設その他の高齢者施設等で新型コロナウイルス感染者が発生したこと等に伴って、介護サービスを提供するための職員が不足する場合に、当該施設等に他の施設職員が応援する仕組み（兵庫県協カスキーム）の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 用語の説明（定義等）

(1) 兵庫県協カスキーム

介護保険施設その他の高齢者施設等で新型コロナウイルス感染者が発生したこと等に伴って、同一施設・同一法人で可能な限りの対応を行ったにもかかわらず、介護サービスを提供するための職員等が不足する場合において、当該施設等の利用者への介護サービスの提供等に関して、あらかじめ県に登録している他の介護サービス事業所・施設等（協力施設等）の職員等が応援する仕組みとする。

(2) 対象施設等

兵庫県協カスキームによる支援の対象となる介護保険施設その他の高齢者施設等（対象施設等）は、県内に所在する特別養護老人ホーム（地域密着型を含む。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護とする。なお、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合を対象とする。

(3) 協力施設等

県が募集する兵庫県協カスキームへの協力に応じる旨を県に登録した介護サービス事業所・施設等とし、県内に所在する全ての介護サービス事業所・施設等が応募できるものとする。

（注）介護サービス事業所・施設等

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅
注 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

3 兵庫県協カスキームによる支援の実施

(1) 兵庫県協カスキームによる支援を希望する対象施設等は、県又は4(1)に掲げる対象施設等種別に対応する応援調整機関に対して、別紙様式1により応援を要請する旨の連絡を行うものとする。

なお、応援を要請する対象施設等は、当該要請の時点で、介護サービスを提供するための職員等の確保に関し、同一施設・同一法人で可能な限りの対応を行っている必要があるものとする。

(2) 応援の要請を受けた応援調整機関は、4に定める手順、留意点等を踏まえ、応援職員による応援に向けた調整を行うとともに、調整が完了した場合には県に報告を行うものとする。

4 応援調整機関による調整等

(1) 応援調整機関

兵庫県協カスキームの実施に当たり、支援を必要とする対象施設等を応援する介護職員等（応援職員）の調整を行う機関（応援調整機関）を置くこととし、下の右欄に掲げる対象施設等種別に応じ、左欄の機関が担当するものとする。

応援調整機関	対象施設等種別
一般社団法人兵庫県老人福祉事業協会	①特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（協会会員施設に限る。）
一般社団法人神戸市老人福祉施設連盟	②特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（連盟会員施設に限る。）
一般社団法人兵庫県介護老人保健施設協会	③介護老人保健施設（協会会員施設に限る。）
兵庫県シルバーサービス事業者連絡協議会	④有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護 ⑤特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び介護老人保健施設（①から③に該当するものを除く。）

(注) 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は特定施設入居者生活介護の指定を受けたもの。

(2) 応援調整機関の業務

応援調整機関は、担当する対象施設等において新型コロナウイルス感染者が発生した場合、以下の手順で感染者が発生した対象施設等の状況を確認し、応援職員による応援について、協力施設等と調整を行う。

ア 感染者が発生した対象施設等に対して兵庫県協カスキームを周知

イ 必要に応じて、感染者が発生した対象施設等における職員不足の状況及び職員の応援要請の意向を確認

ウ 感染者が発生した施設等から別紙様式1による応援要請があった場合、必要とする具体的な応援内容（人数、職種、応援期間、応援場所、サービス提供相手となる利用者、必要な衛生材料 等）を確認

エ ウで確認した必要とする応援内容をもとに、県が作成した協力施設等のリスト（施設応援職員協力施設一覧）を活用して協力施設等に順次連絡し、応援職員による応援が可能な施設等及び実際に応援を行う応援職員を調整

オ 協力施設等から提出される別紙様式2に基づき、応援を行うことが確定した応援職員の一覧表を作成し、応援職員による応援が必要となる施設（以下「応援先施設等」という）に連絡、応援先施設等と協力施設等（応援職員を含む。）の間で具体的な業務に関する打ち合わせ等を実施する機会を設定し、応援に関する詳細を調整

カ 応援について調整が完了した場合は、調整の内容等を県に報告（介護職員等の応援に当たって必要な衛生用品の種類・数量を含む。）

(3) 応援職員が応援先施設等で従事する業務の範囲

応援職員が従事する業務は、新型コロナウイルス感染症への感染リスクが低いと考えられる場所において、同感染症へ感染が確認されていない利用者に対する介護サービスの提供等を基本とする。

このため、応援調整機関は、応援職員が応援先施設等で業務に従事する場所・利用者の範囲については、次を基本として調整するものとする。ただし、個別に協力施設等と応援先施設等の双方の合意による調整がなされた場合において、これらの範囲を超えることを妨げるものではない。

ア 介護サービスの提供等の業務を担当する場所

(ア) 新型コロナウイルス感染者が発生していない場所

(イ) 新型コロナウイルス感染者が発生したフロアであっても消毒が完了し、保健衛生上適切な管理がなされている場所

イ 介護等の業務を担当する利用者の範囲

(ア) 濃厚接触者でない利用者

(イ) 濃厚接触者でPCR検査での結果が陰性となっている利用者

(4) 応援職員の業務管理・費用等に係る留意点

応援調整機関は、応援職員の調整に当たって、5に掲げる点に留意の上、協力施設等及び応援先施設等との調整を行うものであること。

5 応援職員の応援に当たっての留意点

(1) 指揮監督等

応援職員は、協力施設等からの出張扱いにより業務に従事するものであり、協力施設等の指揮監督の下で応援先施設等での業務に従事するものであること。また、応援職員が担当する利用者の特性や、応援先施設等の設備の状況など、応援先施設等に特有の事案については、応援先施設等からの助言を受けるものであること。

(2) 応援先施設等での勤務時間・休日等

応援先施設等での勤務時間は、協力施設等での勤務時間を基本とし、時間外勤務をさせないものとする。ただし、応援先施設等が協力施設等に時間外勤務を求めた場合であって、協力施設等が必要と認め、当該応援職員が同意する場合に限り、時

間外勤務をさせることができるものとする。

応援先施設等は、応援職員に休日勤務を求めてはならないものとする。ただし、応援先施設等が協力施設等に休日勤務を求めた場合であって、協力施設等が必要と認め、当該応援職員が同意する場合に限り、休日勤務をさせることができるものとする。

(3) 費用負担等

応援期間における下表左欄に掲げる応援職員の経費については、協力施設等が負担するものであること。ただし、左欄に掲げる経費のうち右欄に相当するものは、協力施設等の申請により、予算の範囲内において県が補助するものであること。

協力施設等の負担	うち県の補助対象経費（10/10 補助）
(ア) 給料、手当 (休日勤務若しくは時間外勤務をした場合又は深夜に応援業務に従事した場合の手当を含む。)	応援職員に支給した割増給与・手当 (注) 基本給は対象外
(イ) 健康保険、厚生年金保険、労災保険及び雇用保険	
(ウ) 応援職員の住居から応援先施設等への移動に要する交通費及び宿泊費	交通費・宿泊費 (注) 応援終了後 14 日程度待機する場合の宿泊費も対象
(エ) 損害賠償保険料	損害賠償保険料
(オ) その他応援に必要な経費	県が必要と認めた経費

(注) 必要に応じて受けられた PCR 検査の自己負担分も対象経費とします。

6 協力施設等における応援に向けた準備等

県は、応援調整機関による調整が円滑になされるよう、協力施設等に対し、以下の必要な準備等を行うよう協力を依頼するとともに、協力施設等への支援に努めるものとする。

(1) 事前の準備

ア 応援職員の選定

応援調整機関から応援職員の応援に係る調整依頼があった場合に、円滑に応援可能性等を判断し、応援職員を決定できるよう応援可能な介護職員等のリスト(1名以上)を作成すること。

イ 手当等の検討

5(3)に記載のとおり、応援に伴って協力施設等が応援職員に支払う手当は県の補助の対象になることを踏まえ、あらかじめ応援職員に支払う手当等の検討を行うこと。

また、同様に、応援に伴って必要となる損害賠償保険の保険料についても県の補助の対象になることを踏まえ、応援職員が応援先施設等の利用者に損害を与えた場合や、応援職員が新型コロナウイルスに感染した場合に対応できる保険商品

の選定等、損害賠償保険の加入に関し、必要な検討を進めること。

ウ 衛生材料の使い方等に関する研修等

応援職員は感染リスクが低いと考えられる場所等で業務に従事することが想定されているが、必要に応じて、別途県が案内する衛生材料の使い方等の研修に参加するほか、協力施設等内での研修を実施する等、日頃から衛生材料の使い方等に関する理解を深めること。

エ 応援が終了した後の対応の検討

5(3)に記載のとおり、応援終了後の待機に係る宿泊費用やPCR検査等の費用が県の補助の対象になることを踏まえ、応援職員が新型コロナウイルスに感染していないことが確認されてから職場復帰できるようにする等、応援職員が安心して元の職場に戻るための方法をあらかじめ検討しておくこと。

(2) 応援調整機関による調整依頼後、応援職員の応援開始までの準備

ア 職員の応援決定

応援調整機関からの応援依頼があった場合、事前に用意しているリストを活用しつつ、職員の意向を踏まえて応援職員を決定すること。

イ 業務命令の発令

応援職員については、出張業務としての職務命令を発令する。なお、(1)イにより準備している損害賠償保険へ加入するほか、勤務時間、手当等、応援職員が業務に従事するに際して必要な事項を説明すること。

ウ 必要な衛生材料の確保

兵庫県協カスキームの実施に際して必要な衛生材料(手袋、マスク、ゴーグル、ガウン等を想定。)については、県高齢政策課で応援調整機関から報告のあった数量を用意することを想定しているため、介護職員等の応援に当たって必要な衛生材料の種類・数量を別紙様式2により応援調整機関に連絡すること。

県高齢政策課から衛生材料が到着次第、応援職員に配布すること。

エ 衛生材料の使い方等に関する研修(直前)

応援職員は感染リスクが低いと考えられる場所等で業務に従事することを想定しているが、応援職員が衛生材料の使い方等を十分に理解した上で応援業務に従事できるよう、実際に応援に入る前に、改めて感染防止のための衛生材料の使い方等に関する研修等を受講すること(詳細は事案ごとに県高齢政策課から連絡)。

(3) 応援終了後の対応

(1)エに基づき、待機期間の設定等、応援職員が安心して元の職場に戻るための対応を行うこと。

附則

この要領は、令和2年8月7日から施行する。

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

令和 年 月 日

(応援調整機関名を記載) 事務局 御中

応援先施設等所在地：

応援先施設等管理者：

連絡先電話番号：

兵庫県協カスキームによる職員の応援協力要請について

標記について、新型コロナウイルス感染者の発生等に伴い、職員が不足する状況にありますので、下記のとおり状況を報告するとともに、兵庫県協カスキームによる職員の応援協力を要請します。

記

報告内容の時点	令和 年 月 日時点
感染者が発生した施設等名	施設名： 住 所：
入所者数・職員数等	入所者 名（うち入院 名：濃厚接触 名） 職員 名（うち入院 名：自宅待機 名）
(同一施設・法人での職員確保の取組)	
必要とする応援職員数・職種	応援職員数 名（うち男性 名 女性 名） 職種内訳：
応援が必要な期間	令和 年 月 日～ 月 日の 日間
応援職員の勤務場所	
応援職員が担当する利用者	
応援職員受入担当者・連絡先	担当者職・氏名： 連絡先電話番号： メールアドレス：

